

座間市土木工事施工管理基準書



平成 25 年 4 月

平成 3 0 年 7 月改正

財務部契約検査課



目 次

1. 土木工事施工管理基準及び規格値

土木工事施工管理基準.....	1
1. 目 的.....	1
2. 適 用.....	1
3. 構 成.....	1
4. 管理の実施.....	1
5. 管理項目及び方法.....	2
6. 規 格 値.....	2
7. そ の 他.....	3
出来形管理基準及び規格値.....	3
品質管理基準及び規格値.....	3

2. 土木工事写真管理基準

写真管理基準.....	4
1. 総則.....	4
2. 撮影.....	4
3. 整理提出.....	5
4. その他.....	6

1. 土木工事施工管理基準及び規格値

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、座間市土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものであり、神奈川県土木工事施工管理基準書（平成24年8月）1. 神奈川県土木工事施工管理基準及び規格値を準拠し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。

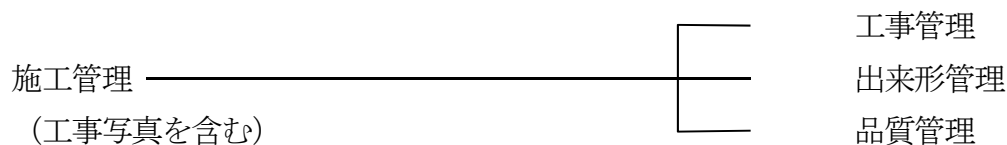
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、座間市が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

請負者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。なお、出来形管理図表は出来形のばらつきが確認できるように、「座間市請負工事成績評定採点基準－ 考査項目別運用表（別紙4）ばらつきの考え方」を参考に作成するものとする。

また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

1. 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じた品質管理図表を作成するものとする。

なお、品質管理図表は品質のばらつきが確認できるように、「座間市請負工事成績評定採点基準－ 考査項目別運用表（別紙4）ばらつきの考え方」を参考に作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

2. 下記に掲げる工種（イ）、（ロ）の一部内容については、次のとおりとする。

（イ） 路盤工（種別：施工）試験基準

小規模工事は除く（（施工面積が300 m²未満のもの）ただし、異常が認められたときは実施する。

（ロ） アスファルト舗装（種別：舗設現場）試験基準

小規模工事は除く（基層及び表層用混合物の総使用量が35 t 未満のもの）ただし、異常が認められたときは実施する。

6. 規格値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

(1) 工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

神奈川県土木工事施工管理基準書（平成 24 年 8 月）を準拠する。

品質管理基準及び規格値

神奈川県土木工事施工管理基準書（平成 24 年 8 月）を準拠する。

2. 土木工事写真管理基準

写真管理基準

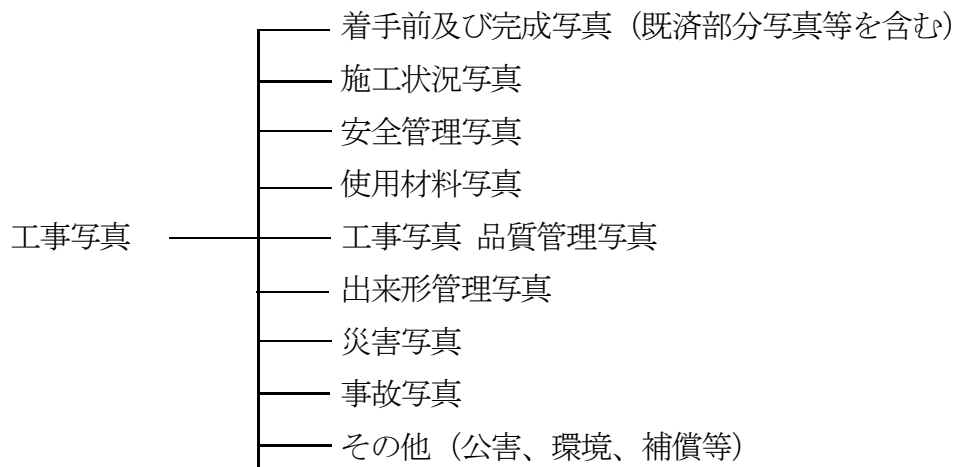
1. 総則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用するものあり、神奈川県土木工事施工管理基準書（平成24年8月）2. 土木工事写真管理基準（以下、「県写真管理基準」とする。）を準拠するものとし、一部内容については、次のとおりとする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表（県写真管理基準2-3 ページ以降）の「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工

施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理を行う場合は、上記の④～⑥を省略しても良い。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するのは、その指示した大きさとする。
- (3) デジタルカメラを使用した撮影では、有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

2-7 留意事項

撮影箇所一覧表（県写真管理基準2-4ページ以降）の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (5) 撮影箇所一覧表（県写真管理基準2-3ページ以降）に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

- (1) 撮影箇所一覧表（県写真管理基準2-3ページ以降）の「整理条件」に基づいて撮影したものを標準とする。

なお、整理条件とは請負者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳とした貼付整理し提出する枚数を示したものである。

(2) 工事写真として、工事写真帳を工事完成時に各 1 部提出する。

(3) 電子媒体での提出を指示された場合は、CD-ROM を原則とし、これ以外の電子媒体を指示された場合は監督員の承諾を得るものとする。

4. その他

撮影箇所一覧表（県写真管理基準 2-4 ページ以降）の整理条件の用語の定義

(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。

(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

(3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。